

別表(第3条関係)

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者
① 次に掲げる地域密着型サービス施設等				
・地域密着型（定員29人以下）特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		4,880	整備床数	
・小規模（定員29人以下）な介護老人保健施設		61,000	施設数	
・小規模（定員29人以下）な介護医療院		61,000	施設数	
・小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つもの）		2,600	整備床数	
・小規模（定員29人以下）なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		4,880	整備床数	
・低所得高齢者の居住対策として軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第34条に規定する都市型軽費老人ホーム		1,950	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム		36,600	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）		36,600	事業所数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		6,470	事業所数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所		36,600	事業所数	
・認知症対応型デイサービスセンター		13,000	事業所数	
・介護予防拠点（要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第123号）第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスB・C及び多様な通いの場を整備する場合を含む。以下同じ。）	施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）又はこれらに対する補助金（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同様と認められる委託費、分担金、購入費等を含む。）	9,710	事業所数	市町村
・地域包括支援センター		1,300	事業所数	
・生活支援ハウス（山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に規定するものに限る（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和3年厚生労働省令第83号）附則第4条の適用を受ける場合を含む。）。以下同じ。）		38,900	施設数	
・虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ		1,300	整備床数	
・介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等との交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）		13,000	施設数	
② 空き家を活用した次に掲げる施設				
・認知症高齢者グループホーム				
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・認知症対応型デイサービスセンター				
整備区分	整備内容			
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）の改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかを問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものをいう。）をして、施設等を整備する事業を含む。）。			
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備すること。			
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 （※1）（※2）（※3）			
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること（一部増改築を含む。）。 （※1）（※2）			

※1 取壊し費用も対象とができる。

※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかを問わない。

※3 改築に当たり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。

注 1 新規開設時に補助を受けている施設等（補助単位が施設数であるものに限る。）について、増床（既存施設と別棟で整備する場合を含む。）による整備を行う場合の補助単価は、別途通知するところによる。

2 第1欄①に掲げる施設等の合築・併設の場合の補助単価は、第3欄に掲げる額にそれぞれ1.05を乗じて得た額とする。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 極めて重要な施設等	2 施設の整備内容	3 施設の整備単価(千円)	4 施設の整備単位	5 施設の整備事業者
【介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業】 介護の受け皿整備量の拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、岐阜県高齢者安心計画、市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は介護付きホームをいう。いずれも、定員規模及び助成を受けているかを問わない。）を1施設創設することを条件に、右欄に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業 なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。 また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序を問わないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。	①次に掲げる定員30人以上の広域型施設等			
この項において「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかを問わず、次の表の整備区分ごとに同表の整備内容の欄に掲げるものをいう。	・広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム ・広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設 ・広域型（定員30人以上）の介護医療院 ・広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム ・広域型（定員30人以上）の軽費老人ホーム	施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金、購入費等を含む。）	1,230 定員数	民間事業者 又は市町村
整備区分	整備内容			
施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事、外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事			
施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備の改造工事			
施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改修工事			
避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事			
環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備の整備や窓枠改良工事等並びにアスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事			
消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備			
消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地域に所在する施設の安全確保上必要な消融雪設備の整備			
土砂災害等に備えた施設の一部改修等	県及び市町村が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上必要な補強改修工事や設備の整備等			
施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事			
その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事			
(注) 「一定年数」とは、おおむね10年をいう。				
「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかを問わず、次の表の整備区分ごとに同表の整備内容の欄に掲げるものをいう。				
整備区分	整備内容			
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事			

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者
【災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業】 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した右欄に掲げる広域型介護施設等の移転改築を行う事業	①次に掲げる定員30人以上の広域型施設等 ・広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設 ・広域型（定員30人以上）の介護医療院 ・広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム ・広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないものに限る。）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）に変更する場合も対象とする。）	施設等の整備（施設の整備と一緒に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金、購入費等を含む。）	4,880 61,000 61,000 2,600 4,880	整備床数 ※移転後床数 ただし、増員 分は対象外 施設数 施設数 整備床数 ※移転後床数 ただし、増員 分は対象外 整備床数 ※移転後床数 ただし、増員 分は対象外
				民間事業者 又は市町村

(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価(千円)	4 補助単位	5 補助事業者	
①次に掲げる定員30人以上の広域型施設等 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。）であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものをいう。以下同じ。） ・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費	914	定員数	民間事業者 又は市町村	
②次に掲げる定員29人以下の地域密着型施設等 ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な介護付きホーム ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料若しくは工事請負費又はこれらに対する補助金	914	定員数 宿泊定員数 宿泊定員数 定員数 定員数 宿泊定員数 宿泊定員数 定員数 15,300 458 458 4,580	定員数 宿泊定員数 宿泊定員数 定員数 事業所数 定員数 定員数 施設数	市町村
③次に掲げる介護老人保健施設等 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅	介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費	239	定員数 (転換前床数)	民間事業者 又は市町村	

(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(3)定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率	5 補助事業者
<p>施設等用地の確保を容易にし、右欄に掲げる施設等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に一時金（賃料の前払として授受されたものに限る。）を支払う事業及び当該事業に対し補助を行う事業（右欄②及び③に掲げる施設に限る。）</p> <p>また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が次に掲げる要件を満たしていることを条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたりて安定的に支払可能であると認められること。 	<p>【本体施設】</p> <p>①次に掲げる定員30人以上の広域型施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム <p>②次に掲げる定員29人以下の地域密着型施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設 <p>【合築・併設施設】</p> <p>③次に掲げる定員29人以下の地域密着型施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ 	<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払の性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間の全部又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）</p> <p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払の性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間の全部又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）又はこれに対する補助金</p>	<p>当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じて得た額）の2分の1</p>	<p>民間事業者 又は市町村</p> <p>1 / 2</p> <p>市町村</p>

(4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 極めて対象事業	2 極めて対象経費	3 極めて単価 (千円)	4 極めて単位	5 極めて事業者								
<p>【既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業】 右欄に掲げる施設のユニット化改修事業</p> <p>①次に掲げる既存施設(定員規模を問わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「個室 → ユニット化」改修 「多床室(ユニット型個室の多床室を含む。) → ユニット化」改修 <p>ア 特別養護老人ホーム イ 介護老人保健施設 ウ 介護医療院 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム</p>												
<p>【介護療養型医療施設等転換整備支援事業】 介護療養型医療施設から転換して右欄に掲げる施設を整備する事業又は介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業 なお、本事業の補助を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和(療養室の床面積1床当たり6.4m²を維持したままの病床の転換)を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、令和5年度末までに1床当たり8.0m²を満たすための改修等を行う場合についても対象とする。</p> <p>「転換」とは、次の表の整備区分ごとに同表の整備内容の欄に掲げるものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備区分</th><th>整備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創設</td><td>既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。</td></tr> <tr> <td>改築</td><td>既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。</td></tr> <tr> <td>改修</td><td>既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内工事(壁撤去等)を行うこと。</td></tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。	改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。	改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内工事(壁撤去等)を行うこと。	<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)(別の負担金(補助金)等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。)</p> <p>②次に掲げる介護老人保健施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム(居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13m²以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。) ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 	<p>創設 2,440 改築 3,020 改修 1,220</p>	転換前床数	民間事業者 又は市町村
整備区分	整備内容											
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。											
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。											
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内工事(壁撤去等)を行うこと。											
<p>【既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業】 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(いずれも定員規模を問わない。)の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う事業及び当該事業に対し補助を行う事業 なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。 1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。</p>	<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)又はこれらに対する補助金(別の負担金(補助金)等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。)</p>	800	整備床数	市町村								

(4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者
<p>【介護施設等における看取り環境整備推進事業】 右欄に掲げる介護施設等（いずれも定員規模を問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備を行う事業 なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保することとする。 また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。</p>	<p>①次に掲げる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム 	<p>特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）並びに設備整備に必要な需用費（修繕料に限る。）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）</p>	3,820	施設数
<p>【共生型サービス事業所の整備推進事業】 障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、右欄に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修及び設備の整備を行う事業</p>	<p>①次に掲げる共生型サービス事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 		1,130	事業所数

(5)民有地マッチング事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者
<p>①土地等所有者と介護施設等整備法人等とのマッチング</p> <p>土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等の整備を希望する法人の公募・選考等を行う。</p> <p>ア 介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設等の実施に適当な場所（地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。</p> <p>イ アで選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業の実施に当たって適当な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。</p> <p>ウ 土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続等について、あらかじめ周知しておくこと。</p> <p>エ 選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等とのマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。</p> <p>オ 本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で土地等所有者と介護施設等整備法人等とのマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体的な契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。</p>		6,110	1	
<p>②整備候補地等の確保</p> <p>介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者、金融機関、関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。</p> <p>ア 介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業者、金融機関、関係団体等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。</p> <p>イ 介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。</p> <p>ウ 実施に当たっては、地域の不動産事業者、金融機関、関係団体等と連携し適切な整備候補地を把握した上で、個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用するなど効率的な事業実施に努めること。</p> <p>エ 土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続や、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。</p> <p>オ 介護施設等の用に供することが決定した際には、①の活用その他適切な方法で介護施設等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。</p>	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等又はこれらに係る委託費	5,000	1	民間事業者 又は市町村
<p>③地域連携コーディネーターの配置</p> <p>介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等の設置後における施設利用希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置及び運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は介護施設等に配置する。</p> <p>ア 本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。</p> <p>イ 地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、県及び市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況に関する情報の共有など県及び市町村と連携するとともに、必要に応じ介護施設等の支援を行うこと。</p> <p>ウ 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象としない。</p>		4,890	1	

(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者
<p>【簡易陰圧装置の設置事業】 右欄に掲げる介護施設等において新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、ウイルスが外に漏れないよう、居室等に陰圧装置を据えるとともに、簡易的なダクト工事等を行う事業</p>	<p>①次に掲げる介護施設等（定員規模を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）</p>	4,710	<p>知事が認める台数（定員数を上限とする。）</p> <p>民間事業者又は市町村</p>
<p>【多床室の個室化改修事業】 右欄に掲げる介護施設等において感染が疑われる者が複数発生した際に多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するため、個室化するための改修を行う事業 なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。</p>	<p>①次に掲げる介護施設等（定員規模を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・短期入所生活介護事業所 ・生活支援ハウス 	<p>多床室の個室化改修に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）</p>	1,070	<p>定員数</p> <p>民間事業者又は市町村</p>

(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者
<p>【ゾーニング環境等の整備事業】</p> <p>[ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング環境整備事業] 右欄に掲げるユニット型の介護施設等において新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを確保するため、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室の設置等を行う事業</p>	<p>①次に掲げる介護施設等（定員規模を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	<p>ゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）</p>	1,090	1か所 民間事業者 又は市町村
<p>[従来型個室・多床室のゾーニング環境整備事業] 右欄に掲げる従来型個室、多床室である介護施設等において新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として従来型個室・多床室の改修を行う事業</p>	<p>①次に掲げる介護施設等（定員規模を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	<p>ゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）</p>	6,540	1か所 民間事業者 又は市町村
<p>[家族面会室の環境整備等事業] 右欄に掲げる介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室の整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置のほか、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）を行う事業</p>	<p>①次に掲げる介護施設等（定員規模を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	<p>ゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）</p>	3,820	施設・事業所数 民間事業者 又は市町村

(7)介護職員の宿舎施設整備事業

1 極めて対象事業	2 極めて対象経費	3 極めて基準	4 極めて率	5 極めて事業者												
<p>介護人材（外国人を含む。）を確保するため、右欄に掲げる施設等の事業者が当該施設に勤務する職員（職種を問わない。）の宿舎を整備することにより、介護職員が働きやすい環境を整備する事業 ただし、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>・地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模（居室類型、入居者1人当たりの居室の床面積）や設備（台所、浴室、便所及び洗面設備等）を問わない。ただし、補助対象となるのは、右欄に掲げる施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までとする。 ・家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村の区域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとすること。 ・設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。 ・入居者については、右欄に掲げる施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等や右欄に掲げる施設等以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。 ・土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付けを受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借上げ入居者に転貸することを条件とする。</p> <p>この項において「整備」とは、次の表の整備区分ごとに同表の整備内容の欄に掲げるものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備区分</th><th>整備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創設</td><td>新たに宿舎を整備すること。 ※空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して宿舎を整備する事業を含む。 ※空き家等の既存建物を改修して宿舎を整備する事業を含む。</td></tr> <tr> <td>増築</td><td>既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。</td></tr> <tr> <td>改築</td><td>既存の宿舎の全部又は一部を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。 (※1) (※2)</td></tr> <tr> <td>増改築</td><td>既存の宿舎の全部又は一部を取り壊して、新たに宿舎を整備するのに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること。 (※1) (※2)</td></tr> <tr> <td>改修</td><td>既存の宿舎本体の躯体工事に及ぶかどうかを問わず、屋内工事（壁撤去等）を行うこと。</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかを問わない。</p>	整備区分	整備内容	創設	新たに宿舎を整備すること。 ※空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して宿舎を整備する事業を含む。 ※空き家等の既存建物を改修して宿舎を整備する事業を含む。	増築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。	改築	既存の宿舎の全部又は一部を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。 (※1) (※2)	増改築	既存の宿舎の全部又は一部を取り壊して、新たに宿舎を整備するのに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること。 (※1) (※2)	改修	既存の宿舎本体の躯体工事に及ぶかどうかを問わず、屋内工事（壁撤去等）を行うこと。	<p>①次に掲げる施設等（定員規模を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム 	<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであつて、知事が必要と認めた整備を含む。）（土地の買収又は整地及び設備整備を除く。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）</p> <p>介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33 m²以下</p> <p>※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</p>	1/3	民間事業者又は市町村
整備区分	整備内容															
創設	新たに宿舎を整備すること。 ※空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して宿舎を整備する事業を含む。 ※空き家等の既存建物を改修して宿舎を整備する事業を含む。															
増築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。															
改築	既存の宿舎の全部又は一部を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。 (※1) (※2)															
増改築	既存の宿舎の全部又は一部を取り壊して、新たに宿舎を整備するのに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること。 (※1) (※2)															
改修	既存の宿舎本体の躯体工事に及ぶかどうかを問わず、屋内工事（壁撤去等）を行うこと。															